

赤羽川漁業協同組合三重内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、赤羽川漁業協同組合が免許を受けた三重内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物「あゆ」の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、ヒッカケ又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは竿釣、ヒッカケ又はたも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められた場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第3条 遊漁は、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法によりそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	友釣、毛針釣とする。
ヒッカケ（シャクリ）	潜水具の使用を禁止する。
たも網	横40cm以下 縦70cm以下
投網	全長20m以内

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は北牟婁郡紀北町広報、中日新聞又は当組合の掲示場に掲載してするものとする。

(竿釣、ヒッカケ専用区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法では遊漁をしてはならない。

区 域	漁 具 ・ 漁 法
又木堰堤より上流の三戸川 江竜堰堤より上流の十須川	竿釣 (友釣、毛針釣) ヒッカケ (シャクリ)
福岩淵より田山口 (山本) まで 車の淵 (十須) ぜんまい淵 (水のみ下流)	竿釣 (友釣、毛針釣)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、次の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
	竿釣	遊漁期間中1日 2,000円
	ヒッカケ (シャクリ)	遊漁期間中1年 6,000円
	たも網	ただし、遊漁者が中学生生徒、身体障害者及び70歳以下の者のとき 3,000円
	投網 (1統に限る)	遊漁期間中 1年 (投網) 4,000円
	竿釣	
	ヒッカケ (シャクリ)	
	たも網	

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、友釣、ヒッカケ又はたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

#### 遊漁料納付の場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区  
北牟婁郡紀北町紀伊長島区

赤羽川漁業協同組合事務所  
赤羽川漁業協同組合理事・監事

#### (遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

#### (漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### (違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以降のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

様式 (1)

遊 漁 承 認 証

No. _____			
遊 漁 承 認 証			
下記のとおり、遊漁を承認します。			
記			
遊漁者	住所		
	氏名	(年齢)	才
承認期間	月	日より	月 日まで
漁具・漁法			
遊漁料			円
発行者	赤羽川漁業協同組合		

注 意 事 項

1. 遊漁をする場合には、本証を必ず携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを掲示して下さい。
2. 本証を他人に貸与された場合は無効になります。
3. 禁漁区域に注意して下さい。

様式(2)

漁場監視員証

No. _____			
漁 場 監 視 員 証			
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。			
記			
氏名	年齢	才	
住所			
有効期間			
	月 日より	月	日まで
発行者	赤羽川漁業協同組合		

注 意 事 項
1. 遊漁規則の励行に関し必要な指示を行うこと。
2. 漁場監視に際しては、常に本証を携帯し腕章をつけること。
3. この証明証は他人に貸与し譲渡することができない。
4. この証明証は漁場監視員の資格を失ったとき又は、有効期間が経過したときは直ちに組合に返納しなければならない。
5. この証明証の有効期間は表面記載の期間とする。